

アルクオーレ碧南
共用型認知症デイサービス

重要事項説明書

営業日	月～日（12月31日～1月3日除く）
営業時間	8時30分 ～ 17時30分
サービス提供時間	9時20分 ～ 17時30分

3. 職員の配置状況及び勤務体制と職務内容（令和5年1月1日現在）

職種	常勤換算	勤務体制	職務内容
管理者	1名	8時30分 ～ 17時30分	事業所の従業員及び業務の管理を一元的に行う
介護職員	17名	8時30分 ～ 17時30分	利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う

各職種の職員は、グループホームアルクオーレ碧南の職員を兼務し、うち常勤1名は、計画作成担当者を兼務する。

4. 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「アルクオーレ碧南 消防計画」「地震防災規程」にのっとり適正かつ迅速に対応いたします。			
防災訓練及び 防災設備	消防・避難訓練を年2回以上実施します。			
	スプリンクラー	有	消火器	有
	自動火災警報設備	有	誘導灯・誘導標識	有
	火災通報装置	有	非常電源	有
消防計画等	碧南消防署への届出： 有			
	防火管理者： 野々山 亮			
喫煙は、火災予防のために定められた場所以外ではお断りします。				

5. 利用料

（ア）介護保険費用

要支援1	4回まで 500単位／日額
要支援2	8回まで 529単位／日額

させていただきます。

- ・利用翌月の26日に自動振替をいたします。

自動振替ができなかった場合は、次ページの口座に振込みでお支払い下さい。なお、振込み費用はご負担願います。

振込み先金融機関	岡崎信用金庫本店営業部
振込先口座番号	普通 9081700
振込先口座名	社会福祉法人百陽会 理事長 牧 功

8. 契約の終了

以下の事由に該当した場合契約は終結とします。

- ① ご利用者様が死亡した場合。
- ② 要介護認定により自立もしくは要支援1と判定された場合。
- ③ 主治医により認知症でないと診断された場合。
- ④ ご利用者様が他の介護施設に入所された場合。
- ⑤ 事業者が解散・破産・やむを得ない事由により施設を閉鎖した場合。
- ⑥ 施設の消失や毀損によりサービスの提供が不可能になった場合。
- ⑦ 当施設が介護保険の指定を取り消された場合。

以下の事由に該当する場合には、当施設の利用を停止して頂く事になります。

- ① ご契約者様が契約締結時に、その心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げずまたは不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ② 利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、督促にもかかわらず支払われない場合。
- ③ ご利用者様が故意または重大な過失により、事業者又は従業者もしくは他のご利用者の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、また著しい不信行為を行う事によって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④ ご利用者様の行動が他のご利用者の生活、又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあり、且つご利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止する事ができない場合。

体的弊害、ご利用者様及びご家族等への精神的弊害及び福祉施設に対する一般市民の信用失墜・不信という社会的弊害がもたらされます。

当施設ではご利用者様の尊厳を守り、尊重するため、拘束廃止に向けた意識を全職員が持ち、身体拘束を行わない介護の実践に努めます。但し、当該ご利用者様または他のご利用者様等の生命または身体の保護を目的として、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は、事前にご利用者様及びご家族様への十分な説明をし、同意を得るとともに、緊急やむを得ない理由について記録します。

- ① 切迫性……ご利用者様本人または他のご利用者様等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性…身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替える介護方法がないこと。
- ③ 一時性……身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

〈身体拘束とは〉

- ・動き回らないように、車椅子やベッドに体や手足を縛ること
- ・自分で降りられないようにベッド柵で囲むこと
- ・点滴や栄養を摂るための経管栄養などのチューブを抜かないように、手を固定したりミトン等の手袋を付けること
- ・車椅子からずり落ちたり立ち上がったたりしないように、Y字型のベルトや腰ベルトを付けること
- ・オムツ外しなどを防ぐために介護衣を着せること

1 3. 高齢者虐待防止

当施設ではご利用者様の尊厳及び安心して過ごせる生活の場を提供する義務に於いて、高齢者虐待防止に向けての取り組みを行います。

- ① 介護従事者に対し研修を実施し、虐待防止に勤めて行きます。
- ② ご利用者様及びご家族様からの苦情処理体制を整備します。
- ③ 高齢者虐待の防止・発見・対応の責任は介護従事者だけでなく、施設そのものとしてとらえ、重きを置く事とします。

〈高齢者虐待とは〉

身体的虐待………高齢者の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行

結果につきましては、ホームページ「WAM NET (ワムネット)」での公表や、
運営推進会議内にて詳細な発表を行っております。

以上